



石川労働局発表
平成 24 年 4 月 27 日

(照会先)

石川労働局労働基準部
監督課長 東 好宣
監察監督官 野田 宏
連絡先 076-265-4423
FAX 076-265-4431

石川労働局における平成 23 年監督指導結果、司法処理状況等について

石川労働局（局長 磯部隆文）では、平成23年（1月～12月）の管内の4労働基準監督署（*1）における、労働基準監督官が実施した定期監督の結果等について、以下のとおり取りまとめました。

1. 定期監督（*2）の状況

- ・1,944 事業場に対して定期監督を実施（前年比 193 件（11.0%）増）。
- ・上記 1,944 事業場のうち、1,459 事業場（75.1%）で労働基準法、労働安全衛生法等の違反を確認。

2. 申告処理（*3）の状況

- ・労働者からの申し立てを受け、456 件の申告処理を実施（前年比 103 件（18.4% 減））。
- ・上記 456 件の主な内容は、賃金不払いに関するものが 329 件、解雇予告に関するものが 76 件など。

3. 司法事件処理の状況

- ・12 件の司法事件を金沢地方検察庁等へ送検（前年比 6 件（33.3%）減）。
- ・上記 12 件の主な内容は賃金不払い 6 件、危険防止措置義務等の違反 2 件、労災事故隠し 2 件など。

石川労働局では、事業場に対する監督指導を通じ、引き続き、法令で定められた最低労働条件の確保を図るほか、賃金不払い等の申告事案については、迅速的確な対応を図ります。

また、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

- （*1）管内 4 労働基準監督署とは、金沢、小松、七尾、穴水の 4 労働基準監督署のことです。
- （*2）定期監督とは、管内状況等を踏まえ、労働基準監督官が計画的に工場・事務所・工事現場に直接赴き実施する監督指導のことです。
- （*3）申告とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場が労働基準法等に違反している旨を申し立てることです。申告を受けた労働基準監督署では、事業場を臨検又は事業主の出頭を求める等した上で違反の事実を確認し、是正を勧告するなどにより改善を図ります。

(参考資料)

1. 定期監督の実施状況

(1) 定期監督の概要

平成23年1月から平成23年12月までの1年間に、管内4労働基準監督署では、県内の1,944事業場に対して定期監督を実施しました。これは、平成22年の1,751件に比べ11.0%の増加となっています。

この理由としては、景気が緩やかに回復したことで、賃金不払や解雇などの申告件数が減少した一方で、長時間労働が懸念されたことから、過重労働による健康障害防止等に向けて積極的に指導を実施したことによるものです。

(2) 業種別の定期監督実施状況

主な業種別の定期監督実施状況は、製造業が525事業場(27.0%)、建設業が599事業場(30.8%)、商業が318事業場(16.4%)、保健衛生業が99事業場(5.1%)などです。

(3) 主な法違反の状況

定期監督を実施した1,944件の事業場のうち、1,459件(75.1%)の事業場で、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反が認められました。

業種別の違反率では、製造業が78.5%、建設業が61.3%、運輸交通業が75.0%となっている他、商業88.7%、保健衛生業87.9%、接客娯楽業87.5%などで違反率が高くなっています(表1)。

違反内容としては、労働基準法違反と安全衛生法違反がほとんどを占めています(表2)。

表1 業種別の定期監督実施状況

主な業種	監督事業場数	違反事業場数	違反率
製造業	525	412	78.5%
建設業	599	367	61.3%
運輸交通業	72	54	75.0%
商業	318	282	88.7%
保健衛生業 (病院・社会福祉施設など)	99	87	87.9%
接客娯楽業 (旅館・飲食店など)	131	117	89.3%

表2 主要違反の状況

労働条件に関する法違反の状況	事業場数
<p>違法な時間外労働（労働基準法32条）</p> <p>1週40時間、1日8時間を原則とする法定の労働時間の枠組みが確保されていないものであり、労使協定届（いわゆる「サブロク協定」）のない時間外労働や労使協定を超える時間外労働を含む。</p>	<p>495</p> <p>違反率 25.5%</p>
<p>割増賃金の不払（労働基準法37条）</p> <p>時間外・休日労働、深夜労働に対する割増賃金を支払っていないものであり、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）のほか、実績に応じ支払っているが、単価計算に誤りがあるものを含む。</p>	<p>456</p> <p>違反率 23.5%</p>
<p>就業規則の作成・届出違反（労働基準法89条）</p> <p>常時10人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられている就業規則の作成を行わず、又は必要な変更を行っていないもの、また、所轄の労働基準監督署に届出していないもの。</p>	<p>372</p> <p>違反率 19.1%</p>
<p>労働条件の明示違反（労働基準法15条）</p> <p>労働者を雇い入れる際には、雇用期間、就業場所、労働時間、休日、賃金等の主要な労働条件を書面で明示することとされているが、口頭によるもの、又は、明示すべき事項が明示されていないもの。</p>	<p>257</p> <p>違反率 13.2%</p>
<p>最低賃金違反（最低賃金法4条）</p> <p>石川県最低賃金、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。</p>	<p>109</p> <p>違反率 5.6%</p>
労働安全衛生に関する法違反の状況	事業場数
<p>安全・衛生基準不履行・不備（労働安全衛生法20条～25条）</p> <p>製造業におけるプレス機械や木材加工用機械、建設業における車両系建設機械（以下「車両系建設機械」という）に代表される機械・設備による危険、建設現場等の高所からの墜落・転落等の危険などに対する労働災害防止のために必要な措置を講じていないもの。又は、措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>348</p> <p>違反率 17.9%</p>
<p>定期健康診断の未実施等（労働安全衛生法66条）</p> <p>常時使用する労働者に、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していないもの。あるいは、有機溶剤等有害物を取り扱う労働者に定期的に特殊健康診断を実施していないもの。</p>	<p>357</p> <p>違反率 18.4%</p>
<p>機械設備の定期自主検査未実施（労働安全衛生法45条）</p> <p>プレス機械、フォークリフト、車両系建設機械などに必要な1年以内ごとに1回の法定事項に関する検査を実施していないもの。</p>	<p>69</p> <p>違反率3.5%</p>
<p>衛生管理者の未選任等（労働安全衛生法12条）</p> <p>常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられている衛生管理者を選任していないもの。</p>	<p>47</p> <p>違反率2.4%</p>

2. 申告処理の状況

(1) 申告処理の概要

平成23年1月から平成23年12月までの1年間に、管内4労働基準監督署において、労働者からの申し立てを受け、処理した申告件数は456件でした(図1)。うち賃金不払に関するものが329件(72.1%)、解雇予告に関するものが76件(16.7%)でした(表3)。

(2) 業種別の状況

業種別では、接客娯楽業95件(20.8%)、商業77件(16.9%)、建設業67件(14.7%)、製造業65件(14.3%)、運輸交通業57件(12.5%)が多く、この5業種で申告全体の約80%を占めています。

図1 申告処理件数の推移

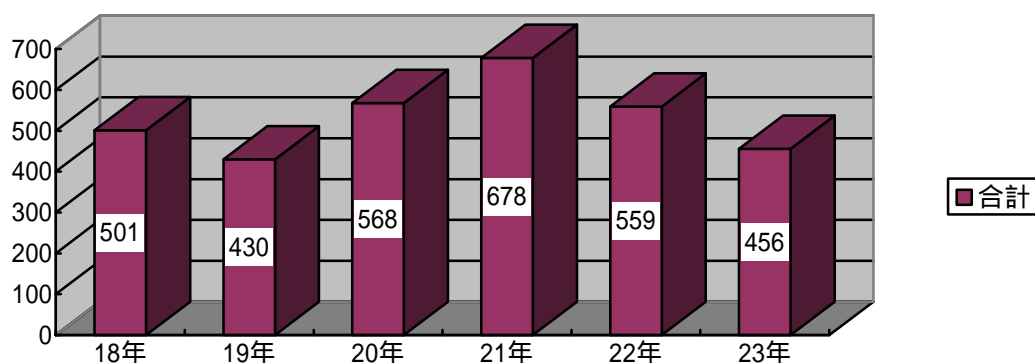


表3 主要事項別申告件数の推移

年	要処理分	内新規 受理分	主要申告事項		
			賃金不払	解雇	最低賃金
平成20年	568	498	394	109	12
平成21年	678	576	456	125	26
平成22年	559	479	388	88	17
平成23年	456	391	329	76	47

3. 司法事件処理の状況

(1) 司法事件処理の概要

平成23年1月から平成23年12月までの1年間に、管内4労働基準監督署では、労働基準法違反、労働安全衛生法違反等で、合計12件の司法事件を金沢地方検察庁並びに金沢地方検察庁各支部及び各区検察庁へ送検しました。送検した事業場の件数は、前年の18件から12件へと6件（33.3%）の減少となりました（図2）。

(2) 業種別、主要違反事項別の送検状況

業種別では製造業が5件、建設業が4件、商業が1件、接客娯楽業が1件、その他の事業が1件となっています（表4）。また、主要違反事項別では、賃金不払いが6件（内、割増賃金不払い1件）、強制労働が1件、死亡災害を契機とした危険防止措置義務等の違反が2件、労災事故隠しが2件、検査証の交付を受けていないクレーンの使用が1件でした（表5）。

(3) 送致件数の減少理由

送致件数が大幅に減少した理由は、労働安全衛生法違反について、死亡災害が減少する（平成21年には20件発生した死亡災害が、平成22年、平成23年とも11件）とともに平成23年は特に交通事故によるものが多かった（11件のうち6件）ことが挙げられます。

(4) 送検事例

平成23年に送検した案件の事例は別添のとおりです。

図2 送検件数の推移（事業場数）

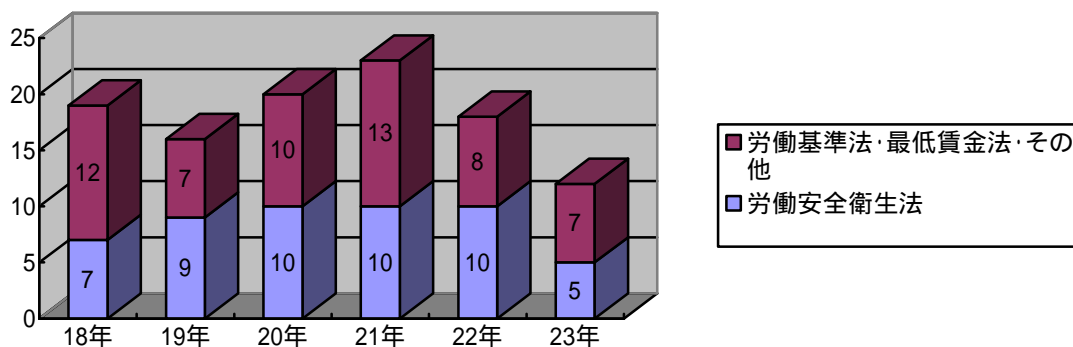


表4 平成23年業種別送検件数

業種	製造業	建設業	商業	接客娯楽業	その他	合計
件数	5	4	1	1	1	12

表5 主要違反事項の内訳

年	合計	労働安全衛生法			労働基準法・最低賃金法			
		災害防 止	労災 隠し	その他	賃金未 払	労働 時間	条件 通知	その他
18年	19	6		1(石綿)	11		1	
19年	16	6	3		7			
20年	20	8	1	1(安全管理者)	8(1)	1		1(解雇)
21年	23	10	1		8(2)			4(解雇2・年齢証明・ 休憩)
22年	18	9	1		7(1)	1		
23年	12	2	2	1(検査証)	6(1)			1(強制労働)

賃金不払いには、労基法第37条違反(割増賃金の不払い)を含む()で内数として表示

平成23年送検事例

1. 労働安全衛生法違反

事例1：ドラグショベルの用途外使用

事業者(道路建設工事業)が、平成21年12月、資材置場において、鉄板の搬出作業を行うにあたり、車両系建設機械(ドラグ・ショベル)で荷のつり上げ作業を行ったもの。

事例2：墜落防止措置義務違反

事業者(土木工事業)が、平成22年9月、作業現場において、労働者に、高さ約2.5mの土留鋼製枠上の天端鋼材を清掃する作業を行わせるに当たり、墜落の危険があったにもかかわらず、安全带を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じていなかったもの。

事例3：労災事故隠し

- (1) 事業者(板金工事業)は、平成22年9月、木造建築新築工事現場において、作業に従事する労働者が右踵骨骨折の負傷により4日以上休業することとなったにもかかわらず、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかったもの。
- (2) 事業場(とび土工事業)の代表取締役Aと元請の代表取締役Bは、平成23年6月、工場新築工事現場において、作業に従事する労働者が負傷により4日以上休業することとなったにもかかわらず共謀の上、所轄労働基準監督署長に、労働者死傷病報告を提出をしなかったもの。

2. 労働基準法・最低賃金法違反

事例4：賃金不払

- (1) 事業者(機械器具設置業)は、労働者Aの平成20年12月分賃金と労働者Bの同月賃金の一部を所定支払日に支払わず、労働者Cの平成21年12月分及び平成22年1月分の賃金を所定支払日に支払わなかったもの。
- (2) 事業者(ホテル支配人)は、労働者9名に対し、平成22年2月分の賃金合計約105万円をその所定支払日に支払わなかったもの。
- (3) 事業者(その他各種事業の代表取締役)は、労働者1名～7名(延べ21人)に対して、平成22年11月分～平成23年4月分の賃金合計約438万円をそれぞれの所定支払日に支払わなかったもの。